



防犯カメラ補助金 ガイドブック

2025年4月14日更新

柏市防災安全課

目次

補助対象となる団体の条件	P3
補助額及び申請台数	P3
補助の対象となるカメラの条件、補助の対象とならない条件	P4
補助の対象となる経費、ならない経費	P5
(参考)カメラの費用について	P6
(参考)市役所設置のカメラについて	P7、8
スケジュール目安	P9
補助金申請に関する注意事項、記載例	P10～23
カメラの設置及び運用について	P24
(参考)カメラ設置業者	P25
みなさまへのお願い	P26

巻末資料

- ① 街頭防犯カメラ設置及び運用規程(ひな型)
- ② 柏市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱
- ③ 柏市街頭防犯カメラ設置及び運用指針

～本事業について～

自主防犯活動(防犯パトロールや防犯講習会の開催等)を行う団体が、設置する防犯カメラ(以下、「カメラ」と表記)の費用を補助することで、地域の防犯力を高めることを目的としています。

補助対象となる団体の条件(すべて必須)

- 「柏市街頭防犯カメラ設置及び運用指針」を守る団体であること(巻末資料参照)
- 柏市内の町会・自治会・区及び管理組合その他の地域的な共同活動を行う団体(以下「団体」と表記)であること
- 日頃から自主防犯活動を実施していて、今後もそれが見込まれる団体であること ※ 自主防犯活動の実績がなく、カメラのみを設置しようとする団体は、補助対象になりません。

補助額及び申請台数

◆ 補助額

経費合計額の4分の3以内の額(千円未満は切り捨て)

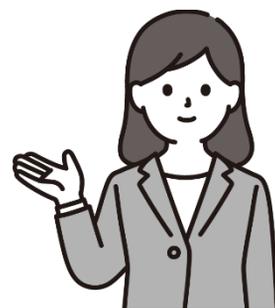
上限額・・・新規設置30万円/台、更新設置は20万円/台

◆ 申請台数

1団体4台まで(新規設置、更新設置各2台まで)

※予算の都合により希望台数を調整する場合がありますので、ご注意ください。

新規設置は、カメラがなかった場所に新しく設置するもので、更新設置は、既存のカメラの経年劣化等で入れ替えるものです。



補助対象となる条件(すべて必須)

- 撮影区域の半分以上が公道等(不特定多数の人が通行する私道を含む)
- 特定の個人宅や建物等を撮影していない
- カメラの設置について関係者や周辺住民から合意を得ている
- カメラを設置している旨と設置団体名を設置場所付近の見やすい場所に表示している
- カメラの設置について、必要な許可(道路占用許可等)を得ている



カメラを設置したい土地の所有者が分からない場合は、千葉地方法務局 柏支局(☎:04-7167-3309)にお問い合わせください。

補助対象とならない条件

- 監視カメラ
- リースやレンタルで設置
- 袋小路等の通り抜けができない場所を撮影する
- 補助金の交付申請を行った年度内にすべての事業が完了できない
- 他の補助金の交付を受けている

監視カメラとは？

映像をリアルタイムで確認することを目的に設置するカメラのことです。

主に離れた場所から施設内の様子などを見るために利用します。

補助の対象となる経費

- カメラの購入費
- カメラの設置工事費(建柱費含む)
- 設置表示板等の購入費
- 東京電力への共架料等申請にかかる経費 ※共架とは、電柱を何らかの設備設置に利用することを指します
- 記録媒体(SDカード2枚まで)の購入費

補助の対象とならない経費

- カメラの維持管理費用(電気代や修理費等)
- 既存設備の撤去や移設費用
- 地代
- 借地料
- 土地の造成費、取得費
- パソコンやモニターの購入費、設置費
- 市長が不相当と認めるもの

(参考) カメラの費用について

近年の他町会の実績(設置方法はすべてアナログ型)

	設置方法及び台数	費用 ※消費税・値引き分含まず
A町会 (令和5年度)	2台(ドーム型カメラ) 建柱あり	約1,160,000円(内600,000円は補助金) 購入費:約620,000円 工事費:約540,000円
B町会 (令和5年度)	2台(ドーム型カメラ) 建柱なし	約1,050,000円(内600,000円は補助金) 購入費:約604,800円 工事費:約471,600円
C町会 (令和5年度)	1台(バレット型カメラ) 建柱なし	約264,500円(内198,000円は補助金) 購入費:約196,500円 工事費:約68,000円
D町会 (令和6年度)	1台(ドーム型カメラ) 建柱あり	約451,000円(内300,000円は補助金) 購入費:約281,000円 工事費:約170,000円
E町会 (令和6年度)	2台(ドーム型カメラ) 建柱なし	約811,000円(内600,000円は補助金) 購入費:約600,000円 工事費:約211,000円
F町会 (令和6年度)	1台(バレット型カメラ) 建柱なし	約438,000円(内300,000円は補助金) 購入費:約233,000円 工事費:約205,000円

(参考) 市役所設置のカメラについて

市役所がカメラ設置時に業者に提示する仕様は、おおむね下記のとおりです。

1. カメラ機能については以下のとおりとする。
 - ① カラービデオカメラ、夜間は白黒表示でも可
 - ② 有効画素数:400万画素と同等以上
 - ③ 最低被写体照度:0.1Lux以下
 - ④ 夜間撮影可能
 - ⑤ バリフォーカルレンズ
 - ⑥ フレームレート:撮影録画送信5フレーム/秒以上
 - ⑦ 逆光補正機能、あるいはダイナミックレンジ拡大機能を有し、逆光補正ができる
 - ⑧ マスキング機能を有する
2. カメラの形状については、ネットワーク型はバレット型カメラ、ドーム型カメラを使用するものとし、各設置箇所の状況及び指示に応じて選定する。
3. 屋外設置については、熱や風雨、さらに場所によっては塩害対策を施すなど、自然環境に耐えられる構造とする。
4. 機能収納ボックスを設置する場合は、外部から不正アクセスや盗難防止のため施錠が可能であり、さらに機能収納ボックス内温度は、直射日光を受けても記録装置等の動作保証温度以下に常に保てるよう放熱対策がなされている。また、内部配線の接触不良等が起きないように機器を収納する。
5. カメラハウジング及び機能収納ボックスは、安易に壊されない構造で、IP保護等級「IP65」以上の防塵、防水性能を有する。

※設置に際して、上記すべての条件が必要ということではありません。

(参考) 市役所設置のカメラについて

市役所設置カメラの実績

	総設置台数	費用
アナログ型	12台(内1台2方向のカメラが8台)	1台設置で約900,000円(内本体の単価は500,000円程度) <ul style="list-style-type: none">● 1台2方向● 建柱あり ※令和4年度に設置
アナログ型 (防犯灯一体型)		2台設置で約500,000円 ※令和4年度に設置
IP型	154台	令和5年度に25台設置(新規8台、更新17台) 7,315,000円

アナログ型・・・映像信号をアナログ方式(同軸ケーブル等)で伝送

IP型・・・デジタル信号をネットワーク経由で伝送

スケジュール目安

		初年度			翌年度								
		8-9月	10月-翌年3月	4月-6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市への事務手続き	事前申込	広報かしわ 8月号に記事掲載			交付申請				(設置工事後) 実績報告			請求	
団体内でやること			交付申請準備					(交付決定後) 設置工事					入金確認
			<ul style="list-style-type: none"> 団体内、周辺住民の合意を得る 希望場所に設置できるかを業者に確認する 設置するカメラの詳細を決めて、業者に見積書の作成を依頼する 					<ul style="list-style-type: none"> 道路使用許可などの申請手続きをする (柏警察署へ) 業者と契約書を交わしてから工事を行う 					

補助金申請に関する注意事項

事前申込(事業計画書提出)

- 次のことについて団体内で確認してから作成してください。
 - ① 設置場所
 - ② 台数
 - ③ 設置種別(新規または更新)
 - ④ カメラの仕様
 - ⑤ 設置費用の把握
 - ⑥ 周辺住民の合意
 - ⑦ 団体での予算確保
- カメラが補助対象の条件を満たすか確認してください。(3ページ参照)
- 事業計画書(第1号様式)の設置目的は詳しく記入してください。
- 「別紙1 設置予定の位置図」では、設置場所と撮影方向がわかるようにしてください。
- カメラ設置に伴い、建柱を行う場合は「別紙2 設置予定場所の現況写真」に建柱の位置を示してください。

☆補助金申請チェックリスト☆

事業計画書提出時

チェック項目	チェック欄
消えるペンや修正テープ、修正液を使用していませんか	
訂正する箇所は二重線+訂正印をしていますか	
添付書類の位置図にカメラの設置予定位置と方向を記載していますか	
新規設置と更新設置の箇所を誤って記載していませんか	
提出書類はすべて揃っていますか	

事前申込時の提出書類(すべて必須)

- 事業計画書(第1号様式)
- 別紙1 設置予定場所の位置図
- 別紙2 設置予定場所の現況写真

第1号様式
(表)
記載例

柏市街頭防犯カメラ設置補助事業計画書

柏市長 あて

1 申請団体の情報

団体名	●●町会
代表者の情報	氏名： 柏 太郎 住所： 柏市柏 5 丁目 10-1 連絡先： 04-7167-1111
担当者の情報	<input type="checkbox"/> 代表者と同じ（下記は記入不要） 氏名： 沼南 次郎 住所： 柏市大島田 48-1 連絡先： 04-7191-1111
設置工事予定	令和 8 年 11 月 1 日から令和 8 年 12 月 15 日まで 記入例：○月○日説明会実施済，○月頃説明会予定 令和 7 年 10 月頃に町会住民へ説明会実施予定
団体内での説明 会実施状況	

※担当者，代表者が変更になる場合は届け出が必要になります。

団体の代表者(町会長や自治会長)の情
報をご記入ください

代表者以外に事務を担当する方がいる
場合は、こちらをご記入ください

設置工事や説明会実施状況は大まかな
日程・予定で構いません

受付印

第1号様式

(裏)

記載例

2 街頭防犯カメラの設置に関する情報

設置場所住所	団体内の合意	設置場所の所有者の許可	設置目的 ※詳しくご記入ください
① 柏市柏●●番地	許可済 <input type="checkbox"/> 未許可 <input checked="" type="checkbox"/>	許可済 <input type="checkbox"/> 未許可 <input checked="" type="checkbox"/>	人の出入りが多く、不審者情報も頻繁に寄せられている場所であり、地域住民の要望が多数あったため。
②	許可済 <input type="checkbox"/> 未許可 <input type="checkbox"/>	許可済 <input type="checkbox"/> 未許可 <input type="checkbox"/>	
③	許可済 <input type="checkbox"/> 未許可 <input type="checkbox"/>	許可済 <input type="checkbox"/> 未許可 <input type="checkbox"/>	
④	許可済 <input type="checkbox"/> 未許可 <input type="checkbox"/>	許可済 <input type="checkbox"/> 未許可 <input type="checkbox"/>	

設置目的については、「防犯のため」「安全確保のため」といった内容ではなく、どのような理由・経緯で設置することに至ったかをご記入ください。
※記載内容について、詳細をお伺いさせていただきます。

新規 1 台 (上記一覽表の番号→ ①)
更新 _____ 台 (上記一覽表の番号→ _____)

※「設置目的」記入例

- ・設置場所地域周辺で○○(犯罪)が多発しており、地域住民の要望が多く寄せられたため
- ・設置地域周辺での犯罪や交通事故の発生が絶えず、警察への画像提供も多いため、更新する。

3 添付書類

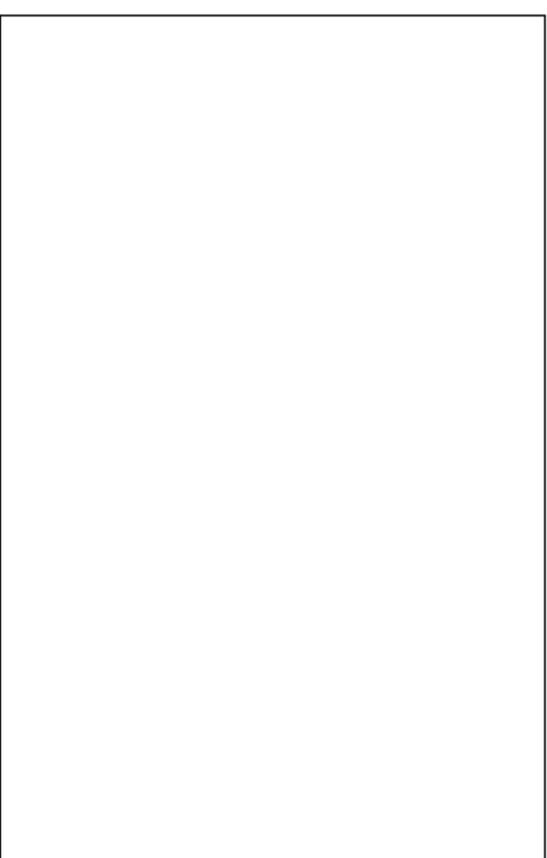
- (1) 設置予定場所の位置図 (別紙1)
- (2) 設置予定場所の現況写真 (別紙2)

別紙 2 **設置予定場所の現況写真**

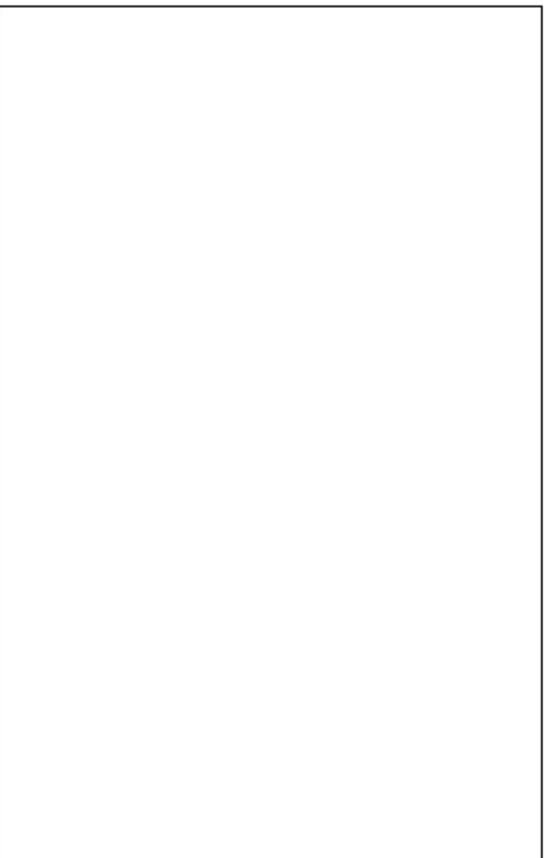
※第1号様式の「2 街頭防犯カメラの設置に関する情報」に記載した順で作成してください。

※枠内に入るように作成してください。

①



②



別紙2
作成例

別紙 2 **設置予定場所の現況写真**

※第1号様式の「2 街頭防犯カメラの設置に関する情報」に記載した順で作成してください。

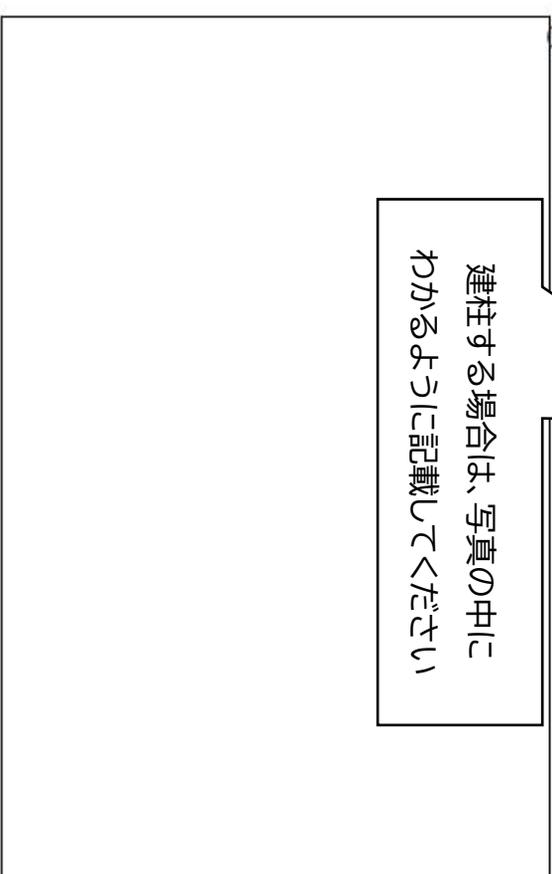
※枠内に入るように作成してください。

①



②

建柱する場合は、写真の中に
わかるように記載してください



補助金申請に関する注意事項

交付申請書提出

- 金額は、税込金額で記入してください。
- 交付申請時まで、必ず団体及びカメラ設置周辺住民の合意を得てください。
- ※同意が得られていないまま事業を進めてしまい、最終的に事業中止となったケースが見受けられます。
- 事業計画書提出時から設置場所が変更になった場合は、設置場所の位置図及び現況写真を提出してください。(交付申請前に、市へ連絡してください)
- 街頭防犯カメラ設置及び運用規程は、巻末資料に掲載した「街頭防犯カメラ設置運用規程(ひな型)」の記載内容を網羅してください。

※市ホームページに上記ひな型のWordデータを掲載しています。

二次元コードを読み込むと、ひな型が確認できます→
パソコンの場合は、下記URLからご確認ください。



https://www.city.kashiwa.lg.jp/documents/11/unyou_1.doc

☆補助金申請チェックリスト☆

交付申請書提出時

チェック項目	チェック欄
消えるペンや修正テープ、修正液を使用していませんか	
訂正する箇所は二重線+訂正印をしていますか	
金額は 税込金額 で記入されていますか	
カメラの運用規定の日付は埋まっていますか ※	
見積書は交付申請を提出しようとする日を基準として、半年以内のも のですか	
提出書類はすべて揃っていますか	

※ カメラの設置日以前であればいつの日付でもOKです。以前から防犯カメラを
設置している団体は、初回作成時の規定をご提出ください。

交付申請時の提出書類

- 団体の規約(町会の会則等)
- カメラ運用規定
- 概ねの撮影範囲がわかる写真
- 業者からのカメラ設置費見積書(できれば半年以内のもの)
- 団体内と周辺住民の合意がわかる書類

<設置場所が変更になる場合のみ提出>

- 設置予定場所の位置図
- 設置予定場所の現況写真

第2号様式 記載例

第2号様式

令和〇年〇月〇日

柏市長 あて

所在地 ●●町会
柏市柏5丁目10-1
代表者氏名 会長 柏 太郎
電話番号 04-7167-1115

代表者氏名には役職も忘れずご記入ください

柏市街頭防犯カメラ設置補助金交付申請書

令和〇年度柏市街頭防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 経費合計額 ■■■■■, ■■■■ 円
- 2 交付申請額 ××××, ×××× 円

経費合計額、交付申請額は税込価格でご記入ください

※経費合計額の4分の3以内の額(千円未満は切り捨て)
※1台の上限額は新規設置30万円, 更新設置20万円

3 添付書類

- (1) 地域団体の規約等
- (2) 街頭防犯カメラ設置及び運用規程



- (6) 地域団体内及び設置する周辺住民の合意が分かる書類
- (7) その他, 市長が必要があると認める書類

4 担当者

氏名 沼南 次郎
連絡先 04-7191-1111
E-mail ○○○○○○@×××.com

連絡先には、日中連絡が取りやすい電話番号を
ご記入ください

同意書 作成例

令和〇年〇月〇日

柏市長 あて

所在地 ●●町会
名 称 柏市柏 5 丁目 10-1
代表者氏名 会長 柏 太郎
電話番号 04-7167-1115

令和〇年度柏市街頭防犯カメラ設置補助金を申請するにあたり、
下記のとおり報告します。

記

- 1 街頭防犯カメラの設置にあたり、地域団体の合意を得てい
ます。
- 2 街頭防犯カメラを設置する周辺住民の合意を得ています。

こちらの同意書はあくまで市で作成したひな型で
ですので、周辺住民からの同意が得られたことがわか
るものであれば、任意の様式で構いません

補助金申請に関する注意事項

実績報告書提出

- 金額は税込金額で記入してください。
- 事業開始日はカメラ設置業者との契約日、事業終了日はカメラ設置業者からの領収書の日付にしてください。
- カメラ設置後の現場写真では、「防犯カメラ作動中 ●●町会」等の設置している旨と設置団体名が記載されたステッカー等が確認できるように写してください。
- ステッカー等は歩行者に見えやすい場所に設置してください。
- 撮影画像の半分以上が公道等であることを確認してください。
- 設置費用の領収書に内訳の記載がない場合、別途明細等を提出してください。(設置費用に補助対象外の経費が含まれていないか確認するため必要です)

ステッカー
作成例↓

防
犯
カ
メ
ラ
作
動
中

●●町会

☆補助金申請チェックリスト☆

実績報告書提出時

チェック項目	チェック欄
訂正する箇所は二重線+訂正印をしていますか	
金額は 税込金額 で記入されていますか	
契約書に日付は記載されていますか	
事業開始日は契約日になっていますか	
事業終了日は領収書の日付になっていますか	
現場写真に「防犯カメラ設置中」のステッカー等が写っていますか	
「防犯カメラ設置中」のステッカー等に設置団体名が記載されていますか	
提出書類はすべて揃っていますか	

実績報告時の提出書類(すべて必須)

- カメラ設置後の現場写真
- カメラから撮影された写真(実際の画角が確認できるもの)
- カメラ設置業者との契約書(写し)
- カメラ設置費用を支払った証明の書類(領収書等)と内訳書の写し※

※領収書に内訳が記載されている場合は内訳書は不要です

第6号様式 記載例

第6号様式

令和〇年〇月〇日

柏市長 あて

所在地 ●●町会
名 称 柏市柏5丁目10-1
代表者氏名 会長 柏 太郎
電話番号 04-7167-1115

柏市街頭防犯カメラ設置補助事業実績報告書

令和〇年〇月〇日付け柏危防第●●●●●●●●●●号の●●により交付決定を受けた事業が完了したため、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 ×××, ××× 円
 - 2 経費合計額 ■■■, ■■■ 円
 - 3 事業着手日 令和〇年10月1日
 - 4 事業完了日 令和〇年11月30日
- 添付書類
- (1) 防犯カメラ設置後の現場写真, 設置した防犯カメラにより撮影された画像
 - (2) 補助対象経費に係る費用を支払ったことを証する書類及びその内訳書
 - (3) 事業に着手した日時がわかる契約書
 - (4) その他市長が必要があると認める書類
- 担当者
- 氏 名 沼南 次郎
- 連絡先 04-7191-1111
- E-mail ○○○○○○@×××.com

補助金決定額については、市役所から送られてきた交付決定通知の金額をご記入ください

工事業者に支払った金額を税込金額でご記入ください

事業着手日→契約書の日付
事業完了日→領収書の日付
をご記入ください

カメラの設置及び運用について

- 維持管理費(電気代、修理費等)は、設置団体で負担をお願いします。
- カメラの設置等に関し、個人情報やプライバシーの保護に努めてください。
- 画像及び画像データから知り得た内容を、絶対に漏えいしないでください。
- カメラの管理責任者、管理副責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行ってください。(管理責任者、管理副責任者については巻末資料「柏市街頭防犯カメラ設置及び運用指針」に記載)
- 管理責任者は、カメラ・画像データ等の適正な運用を行ってください。
- 画像記録装置と画像記録媒体は、施錠の上、管理してください。
- 画像データの保存期間は、原則として14日以内としてください。
- 「柏市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱」と「柏市街頭防犯カメラ設置及び運用指針」を遵守してください。(巻末に掲載)

(参考) カメラ設置業者

柏市でカメラ設置の実績や入札参加資格登録がある業者一覧です。

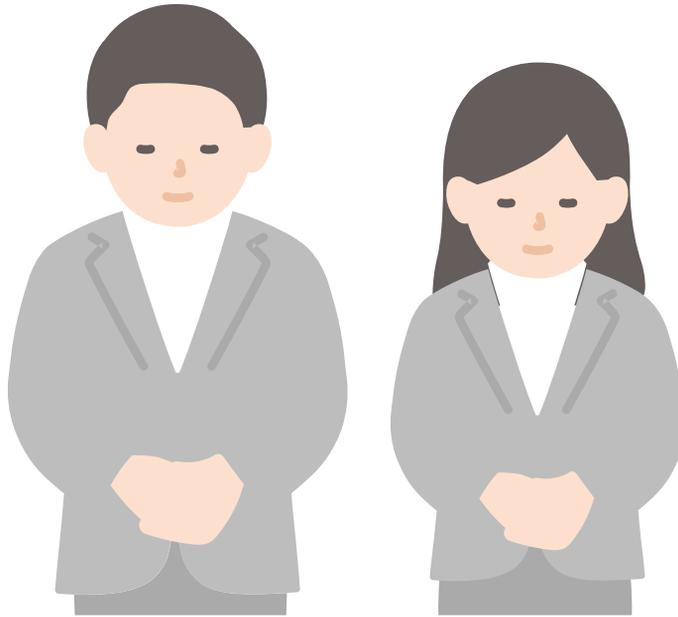
※あくまで参考資料であり、市で仲介・斡旋している業者ではございません。

社名	住所	連絡先
(株)レオン	千葉市中央区椿森1丁目11番7号	043-306-7292
(株)セキュリティーエージェント	東京都新宿区新宿二丁目15番22号	03-5357-7174
(株)オーシマ	千葉市花見川区幕張町五丁目417番地の51	043-207-5151
(株)ニスナ	柏市しいの木台五丁目32番地14	047-389-6686
(株)堀内防災	流山市江戸川台東一丁目52番地	04-7152-1601

町の電気屋さん等でも設置工事ができることがあります。複数の業者に相談や見積依頼をして、団体に合った業者を探してみてください。



みなさまへのお願い



- 事業の変更・取下げがないように、事前の準備を丁寧に進めていただきますようご協力をお願いします。
- 何らかの理由で、事業を中止せざるを得ない場合は、速やかに担当へご連絡をお願いします。(書類の提出が必要です)
- 市の定める手続きを行わず、カメラを設置した場合は補助の対象外となりますので、ご注意ください。
- 申請前には必ず本ガイドブックを読んでいただき、不明な点については担当へお問い合わせください。

【担当】

〒277-8505 柏市柏5-10-1

柏市危機管理部防災安全課 防犯・交通安全担当

TEL 04-7168-1605(直通)

FAX 04-7163-2188

MAIL bosaianzen1@city.kashiwa.chiba.jp

〇〇〇会街頭防犯カメラ設置及び運用規程（案）

令和〇〇年〇月〇日

（目的）

第1条 この規程は、〇〇〇町会（以下「町会」という。）が行う自主防犯活動を補完し、防犯対策の向上を図るために設置する街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街頭防犯カメラ カメラ装置、録画装置その他関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 画像 街頭防犯カメラにより撮影又は記録された映像をいう。
- (3) 画像データ 画像記録装置又は外部記録媒体に記録された画像のデータをいう。

（設置）

第3条 街頭防犯カメラの設置に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置場所の決定は町会内の合意を得ること。
- (2) 設置場所周辺の住民の合意を得ること。
- (3) 撮影範囲の1/2以上の面積が公道等（不特定多数の人が通行する私道を含む。）であって、特定の個人及び建物等を撮影対象にしないこと。
- (4) 設置場所付近に街頭防犯カメラが作動し、撮影している旨及び町会名並びに連絡先を標識等により表示すること。
- (5) 道路等に設置する場合は、道路管理者等の許可を得ること。

（運用）

第4条 街頭防犯カメラの運用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 街頭防犯カメラの機材の維持管理を図るため、適切な期間に

において保守点検の実施に努めること。

(2) 町会は、街頭防犯カメラの設置状況を目視等により定期的に確認すること。

(3) 街頭防犯カメラの機材、画像及び画像データ（以下「記録媒体」という。）の故障、紛失等を防止するための必要な措置を講ずること。

なお、機材及び記録媒体の故障、紛失等を確認した場合は、修理等を速やかに行うこと。

(4) 街頭防犯カメラの適正な運用を図るため、管理責任者及び管理副責任者（以下「管理責任者等」という。）を選任すること。

（管理責任者等）

第5条 街頭防犯カメラの適正な運用を図るため、総会の総意で別表のとおり管理責任者等を選任する。

2 管理責任者等の任期は〇〇年とし、再任は妨げないものとする。

3 管理責任者等は、前条第1号及び第2号の規定のとおり、街頭防犯カメラの適正な運用を行うものとする。

4 管理責任者等は、柏市から街頭防犯カメラの設置等に関わる報告を求められたときには、これに応じるものとする。

（記録媒体の管理）

第6条 記録媒体の管理について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 不必要な画像の確認は行わないこと。ただし、街頭防犯カメラの修理、調整等により画像の確認を行う場合は、管理責任者等が立会いのもとに行い、作業内容を記録すること。

(2) 画像の保存期間は、14日以内とする。

(3) 前号の保存期間を終了した画像は、新たな画像を上書きする方法により消去する。

(4) 記録媒体は施錠の上、保管すること。

(5) 記録媒体は、破砕、裁断等により再生不可能な状態にしてから廃棄すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、記録媒体の不正利用及び外部流出、改ざん防止を図ること。

（利用及び提供の制限）

第7条 記録媒体は、次の各号に掲げる場合を除き、街頭防犯カメラの設置目的以外に利用し、第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく照会等を受けたとき。
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的のため、文書により提供を求められたとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町会において特に必要があると認めるとき。

2 記録媒体を街頭防犯カメラの設置目的以外に利用し、又は第三者に提供する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像は、必要な範囲に限定すること。
- (2) 管理責任者等において、その必要性を審査し、相当と認められる場合は、書面をもって許可すること。
- (3) 目的、日時、当事者の名前及び画像の範囲を記録し、保存すること。
- (4) 管理責任者等の立会いのもとに行い、かつ、立会者全員の署名を得て保存すること。

(守秘義務等)

第8条 管理責任者等は、画像から知り得た情報を他に漏らしてはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(苦情処理)

第9条 街頭防犯カメラの設置や運用に関する苦情に対し、迅速かつ誠実に対応するものとする。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

別 表

〇〇〇町会

管理責任者 役 職 _____

氏 名 _____

管理副責任者 役 職 _____

氏 名 _____

柏市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱

制定 平成30年 4月20日

施行 平成30年 4月20日

(目的等)

第1条 この要綱は、自主防犯活動の補完として街頭防犯カメラを設置する地域団体に対し、設置の費用を交付することにより、犯罪等の抑止力の向上を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域団体 市内の町会，自治会，区及び集合住宅の管理組合その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。
- (2) 街頭防犯カメラ 犯罪の予防を目的として公道その他の不特定多数の者が往来する公共の場所等を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の記録の機能を有するものをいう。
- (3) 自主防犯活動 防犯パトロール，啓発品の配布及び防犯講習会の開催等の犯罪の予防を目的として地域団体が行う自主的な活動をいう。

(補助の交付対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、次に掲げる要件を満たす地域団体とする。

- (1) 自主防犯活動の実績があり、かつ、今後も自主防犯活動の実施が見込まれること。
- (2) 柏市街頭防犯カメラ設置及び運用指針を遵守するものであること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 街頭防犯カメラの購入及び設置をするものであること。
- (2) 街頭防犯カメラの設置は、補助金の交付申請を行った年度に着手し、当該年度内に完了報告できる事業であること。
- (3) 他の法令等により、国、県等から同種の補助金の交付を受けていない事業であること。

(申請の時期及び台数)

第5条 交付申請は事業着手前とし、年度内に1回までとする。

2 申請台数は2台までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる費用とする。

- (1) 街頭防犯カメラの購入費
- (2) 街頭防犯カメラの設置表示板等の購入費
- (3) 街頭防犯カメラの設置工事費(既存設備の撤去又は移設に要する経費、土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得に要する経費を除く。)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 維持又は管理に要する費用
- (2) 地代及び占用料
- (3) その他市長が不相当と認めるもの

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、対象経費の合計額に4分の3を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、街頭防犯カメラ1台につき新規設置は30万円、更新設置は20万円を上限とする。

(申請書添付書類)

第8条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域団体の規約等
- (2) 街頭防犯カメラ設置及び運用規程

(3) 街頭防犯カメラの設置場所の位置図及び現況写真

(4) 概ねの撮影範囲がわかる写真

(5) 街頭防犯カメラ設置費見積書

(6) 地域団体内及び設置する周辺住民の合意が分かる書類

2 市長は、前項の書類の全部又は一部を省略することがある。

(標準処理期間)

第9条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、45日とする。

(実績報告書提出期間)

第10条 柏市街頭防犯カメラ設置補助事業実績報告書の提出期限は、当該年度の2月最終開庁日とする。

(処分の制限)

第11条 街頭防犯カメラは、規則第17条に規定する市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない財産とする。ただし、補助事業の完了した日の属する年度の終了後から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

(補則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

柏市街頭防犯カメラ設置及び運用指針

(目的等)

第1条 この柏市街頭防犯カメラ設置及び運用指針（以下「指針」という）は、柏市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱（平成30年4月20日施行。以下「要綱」という。）に基づき、補助金の交付を受けて街頭防犯カメラを設置する地域団体（以下「設置団体」という。）が、街頭防犯カメラを設置及び運用（以下「設置等」という。）するために遵守すべき事項等を定めることにより、街頭防犯カメラの設置等の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、使用する用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 画像 街頭防犯カメラにより撮影され、画像表示装置により表示される画像をいう。
- (2) 画像データ 画像記録装置又は外部記録媒体に記録された画像のデータをいう。

(設置団体の責務)

第3条 街頭防犯カメラの設置等に関し、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。

(設置)

第4条 街頭防犯カメラの設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 撮影区域の1/2以上の面積が公道等（不特定多数の人が通行する私道を含む。以下「公道」という。）であって、特定の個人及び建物等を監視しないこと。
- (2) 設置場所を管轄する警察署との協議を経て、街頭防犯カメラの設置場所を選定していること。
- (3) 市と設置場所の現地調査を実施し、市の確認を得ること。
- (4) 設置団体内で街頭防犯カメラの設置について合意を得ること。
- (5) 街頭防犯カメラを設置する周辺の住民の合意を得ること。
- (6) 街頭防犯カメラの設置について、道路交通法等の法令に基づ

く許可が必要である場合は、当該許可を得ること。

- (7) 街頭防犯カメラを設置している旨及び設置団体名を設置場所又は撮影区域内の見やすい場所に視認できる方法により表示すること。

(運用)

第5条 街頭防犯カメラの運用に当たり、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 画像及び画像データ（以下「画像データ等」という。）から知り得た内容の漏えい並びに画像データの毀損、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のための措置を行うこと。

- (2) 街頭防犯カメラの管理責任者及び管理副責任者を選任すること。

(管理責任者及び管理副責任者の役割)

第6条 次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 管理責任者は、街頭防犯カメラ及び画像データ等の適正な運用を行うこと。

- (2) 管理副責任者は、管理責任者の指揮監督の下に街頭防犯カメラを操作すること。

- (3) 管理責任者及び管理副責任者に変更があった場合は、速やかに市に報告すること。

(画像データ等の取扱い)

第7条 画像データ等の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 管理責任者及び管理副責任者以外の者は、街頭防犯カメラを操作しないこと。

- (2) 画像記録装置及び画像記録媒体は、施錠の上、管理すること。

- (3) 画像データの保存期間は、原則として14日以内とすること。

- (4) 保存期間が過ぎた画像データの消去及び画像が記録された媒体の廃棄は、确实、慎重に行い、その旨を記録し、保管すること。

- (5) 画像データを編集し、又は加工することなく、撮影時の状態のままで保管すること。

(6) 画像データを複製した場合は，その旨を記録すること。

(画像の提供及び利用の制限)

第8条 画像の提供及び利用について，次に掲げる事項に制限すること。

(1) 法令に基づく照会等を受けたとき。

(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的のため，文書により提供を求められたとき。

(3) 個人の生命，身体又は財産の安全を守るため，緊急かつやむを得ないとき。

2 画像データ等を利用し，又は提供するときは，管理責任者が立会人のもとで行い，かつ，次に掲げる事項を記録し，保存すること。

(1) 利用・提供日時

(2) 利用・提供目的

(3) 提供先

(4) 利用・提供する画像の範囲

(苦情の処理)

第9条 街頭防犯カメラの設置等に関する苦情があったときは，適切かつ迅速な処理を遵守すること。

(設置・運用規程の策定)

第10条 この指針の内容に基づき，次の事項に関する規程を策定すること。

(1) 街頭防犯カメラの設置目的

(2) 街頭防犯カメラの設置・運用に関すること。

(3) 管理責任者及び副管理責任者

(4) 画像データの取扱いに関すること。

(5) 画像データの利用及び提供の制限に関すること。

(6) 苦情処理に関すること。

(7) その他必要な事項